

○国土交通省告示第一〇〇〇号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第一項の規定に基づき、評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年七月五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 出 後	改 出 前
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 構造の安定に関すること</p> <p>1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからチまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定 (ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。)を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 保有水平耐力計算等による場合</p> <p>次の①から③まで (等級1への適合判定にあつては②及び③)に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 評価対象建築物の地上部分について、次のa又はbのいずれかに適合し、かつ、次のcに適合している場合を除いては、令第82条の3第1号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第2号の規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第5の1-1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率(</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 構造の安定に関すること</p> <p>1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからチまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定 (ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。)を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 保有水平耐力計算等による場合</p> <p>次の①から③まで (等級1への適合判定にあつては②及び③)に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 評価対象建築物の地上部分について、次のa又はbのいずれかに適合し、かつ、次のcに適合している場合を除いては、令第82条の3第1号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第2号の規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第5の1-1(2)ロ②の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率(</p>

以下1-1において「耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率」という。）を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成19年国土交通省告示第594号第4第3号ロ（1）中「地震時に柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に柱の脚部に生ずる力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、同告示第4第4号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同告示第4第5号イ中「0.3」とあるのは「0.3に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

a （略）

b 建築基準法第20条第1項第2号に掲げる建築物以外の評価対象建築物については、次の（i）から（iv）までのいずれかに適合していること。

（i） 木造の評価対象建築物にあつては、令第82条第1号から第3号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであり、かつ、各階につき張り間方向及び桁行方向の偏心率が0.3以下であること。この場合において、同条第2号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

（ii）～（iv） （略）

c （略）

②・③ （略）

ハ・ニ （略）

ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、次の①から⑥まで（等級1への適合判定にあつては⑥）に掲げる基準に適合していること。

以下1-1において「耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率」という。）を乗じて得た数値以上であること。この場合において、平成19年国土交通省告示第594号第4第3号ロ（1）中「地震時に柱の脚部に生ずる力」とあるのは「地震時に柱の脚部に生ずる力に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた力」とし、同告示第4第4号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとし、同告示第4第5号イ中「0.3」とあるのは「0.3に評価方法基準に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じた数値」とする。

a （略）

b 建築基準法第20条第1項第2号に掲げる建築物以外の評価対象建築物については、次の（i）から（iv）までのいずれかに適合していること。

（i） 木造の評価対象建築物にあつては、令第82条第1号から第3号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであり、かつ、各階につき張り間方向及びけた行方向の偏心率が0.3以下であること。この場合において、同条第2号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

（ii）～（iv） （略）

c （略）

②・③ （略）

ハ・ニ （略）

ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、次の①から⑥まで（等級1への適合判定にあつては⑥）に掲げる基準に適合していること。

① 昭和56年国土交通省告示第1100号（以下このホにおいて「告示」という。）第3第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定に適合していること。この場合において、同項中「令第四十六条第四項に規定する木造の建築物においては、第一各号」とあるのは「第一各号」と、同項第1号中「次の式により計算した数値」とあるのは「評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第5の1-1（3）ホ①の式により計算した数値及び同告示に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値」とする。

$$(式) \quad L_w = (Z \cdot A_i \cdot C_o \cdot \Sigma w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

この式において、 L_w 、 Z 、 A_i 、 C_o 、 Σw_i 及び A_{fi} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L_w 単位面積あたりの必要壁量（単位 1㎡につきcm）

Z 昭和55年建設省告示第1793号第1の表の上欄に掲げる地方の区分に応じ、同表下欄に掲げる数値

A_i 昭和55年建設省告示第1793号第3に定める式により算出した数値

C_o 0.2（特定行政庁が令第88条第2項の規定によって指定した区域内における場合においては、0.3）

Σw_i 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和（令第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重（屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が20度を超える評価対象建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における評価対象建築物にあっては、それぞれ当該積雪荷重に同条第4項の屋根形状係数を乗じ、0.93で除して得た数値（屋根の勾配が60度を超える場合は、0）又は同条第6項の規定により計算した積雪荷重の数値とすることができる。）に0.35を乗じて

① 令第46条第4項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1-1（3）ホ①の表1の（い）項に掲げる軸組の種類に応じて当該軸組の長さに（ろ）項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表二に」とあるのは「表（等級2への適合判定にあっては評価方法基準第5の1-1（3）ホ①の表2を、等級3への適合判定にあっては評価方法基準第5の1-1（3）ホ①の表3をいう。以下この項において同じ。）に」と、「表二」とあるのは「表」と「国土交通大臣が定める基準に従って設置」とあるのは「設置」とする。

表1

	(い)	(ろ)
	軸組の種類	倍率
(1)	昭和56年建設省告示第1100号（以下この欄において「告示」という。）別表第1の(4)、(5)又は(12)の（い）欄に掲げる材料を、同表（ろ）欄に掲げる方法によって、柱及び間柱の片面に高さ36cm以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組（壁の高さが横架材間内法寸法の10分の8未満である場合においては、当該軸組の両端の柱の距離は2m以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方	昭和56年建設省告示第1100号別表第1（は）欄に掲げる数値に0.6を乗じた数に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗

得た数値を加えるものとする。(単位 KN)
 Afi 当該階の床面積(当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するものを設ける場合にあっては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積)(単位 m²)

	法によって、柱及び間柱の片面に高さが横架材間内法寸法の10分の8以上となるように打ち付けた壁(ただし、告示別表第1の(2)の(イ)欄に掲げる材料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合にあっては、同表(ロ)欄に掲げる方法によって、当該端部を厚さ3cm以上で幅4cm以上の木材を用いて柱にくぎ(日本産業規格A5508-2005(くぎ)に定めるN75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受材(釘の間隔は、30cm以下に限る。)の片面に打ち付け、他端を柱又は間柱に打ち付けた壁とすることができる。)を有するものとする。この表の(2)において同じ。)	じた値
(2)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に高さ36cm以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組	0.5に壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値
(3)	(1)又は(2)の壁をそれぞれ両面に設けた軸組	(1)又は(2)の数値の2倍
(4)	(1)及び(2)の壁を組み合わせた軸組	(1)及び(2)の数値の和
この表において、上下に離して同じ壁を設けた場合に		

っては、「壁の高さ」は各々の壁の高さの和とする。

表 2

評価対象建築物		一般地域	多雪区域		
			積雪 1 m	1 m ～ 2 m	2 m
令第43条 第1項の 表の(二)に 掲げる建 築物	階数が1 の評価対 象建築物	18 Z	34 Z	直接的に 補間 した 数値	50 Z
	階数が2 の評価対 象建築物 の1階	45 K ₁ Z	(45 K ₁ + 16)) Z		(45 K ₁ + 32)) Z
令第43条 第1項の 表の(一)又 は(三)に掲 げる建 築物	階数が2 の評価対 象建築物 の2階	25 Z	41 Z		57 Z
	階数が1 の評価対 象建築物	58 K ₁ Z	(58 K ₁ + 16)) Z	(58 K ₁ + 32)) Z	

階数が2 の評価対 象建築物 の1階	25 $K_2 Z$	41 $K_2 Z$		57 $K_2 Z$
<p>1 上記において、K_1、K_2、R_f及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>K_1：$0.4+0.6R_f$</p> <p>K_2：$1.3+0.07/R_f$（R_fが0.1を下回る場合は、2.0とする。）</p> <p>R_f：2階の床面積の1階の床面積に対する割合</p> <p>Z：令第88条に規定する地震地域係数</p> <p>2 屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が20度を超える評価対象建築物又は雪おろしを行う慣習のある地方における評価対象建築物については、垂直積雪量がそれぞれ次のイ又はロに定める数値の区域に存する評価対象建築物とみなしてこの表の多雪区域の項を適用した場合における数値とすることができるものとする。この場合において、垂直積雪量が1m未満の区域に存する評価対象建築物とみなされるものについては、多雪区域の積雪1mの項の数値と積雪2mの項の数値とを直線的に延長した数値とすること。</p> <p>イ 令第86条第4項に規定する屋根形状係数を垂直積雪量に乘じ、0.93で除した数値</p> <p>ロ 令第86条第6項の規定により積雪荷重の計算に用いられる垂直積雪量の数値</p> <p>3 この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。</p> <p>4 1から3までにかかわらず、当該評価対象建築物に作</p>				

用する荷重を考慮して、計算により、必要壁量を設定することができるものとする。

表 3

評価対象建築物		一般地域	多雪区域		
			積雪 1 m	1 m ～ 2 m	2 m
令第43条 第1項の 表の(二)に 掲げる建 築物	階数が1 の評価対 象建築物	22 Z	41 Z	直接的に 補間 した 数値	60 Z
	階数が2 の評価対 象建築物 の1階	54 K ₁ Z	(54 K ₁ + 20) Z		(54 K ₁ + 39) Z
	階数が2 の評価対 象建築物 の2階	22 K ₂ Z	41 K ₂ Z		60 K ₂ Z
令第43条 第1項の 表の(一)又 は(三)に掲 げる建築	階数が1 の評価対 象建築物	30 Z	50 Z		69 Z
	階数が2	69 K ₁ Z	(69 K ₁		(69 K ₁

- ② 各階の張り間方向及び桁行方向の耐力壁線（次の a 又は b に該当するものをいう。以下同じ。）の相互の間隔が、8 m 以下（各方向で筋かいを含まない壁その他同等のじん性がある壁のみを用いる場合にあっては、12m以下とすることができる。）であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に 1 m 以内の耐力壁（告示第 1 各号に掲げるもの又は令第 46 条第 4 項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに該当する壁をいう。以下同じ。）は同一線上にあるものとみなすことができる。
- a 各階の張り間方向及び桁行方向において、外壁線の最外周を通る平面上の線
- b 各階の張り間方向及び桁行方向において、床の長さの 10 分の 6 の長さ以上で、かつ、4 m 以上の有効壁長（耐力壁の長さに当該耐力壁の種類に応じて告示第 2 各号に掲げる倍率を乗じた値をいう。以下同じ。）を有する平面上の線
- ③ 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線で挟まれるそれぞれの床の床組又は屋根の小屋組及び屋根面（1 階にあっては 2 階の床の床組又は 1 階の屋根の小屋組及び屋根

物	の評価対象建築物の 1 階		$1+20$) Z		$1+39$) Z
	階数が 2 の評価対象建築物の 2 階	$30K_2 Z$	$50K_2 Z$		$69K_2 Z$
この表においては、表 2 の 1 から 4 までの規定を準用する。					

- ② 各階の張り間方向及びけた行方向の耐力壁線（次の a 又は b に該当するものをいう。以下同じ。）の相互の間隔が、8 m 以下（各方向で筋かいを含まない壁その他同等のじん性がある壁のみを用いる場合にあっては、12m以下とすることができる。）であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に 1 m 以内の耐力壁（令第 46 条第 4 項の表 1 の軸組の種類に掲げるもの又は①の表 1 の (い) 項に掲げるものに該当する壁をいう。以下同じ。）は同一線上にあるものとみなすことができる。
- a 各階の張り間方向及びけた行方向において、外壁線の最外周を通る平面上の線
- b 各階の張り間方向及びけた行方向において、床の長さの 10 分の 6 の長さ以上で、かつ、4 m 以上の有効壁長（耐力壁の長さに当該壁の倍率を乗じた値をいう。以下同じ。）を有する平面上の線
- ③ 各階の張り間方向及びけた行方向において、耐力壁線で挟まれるそれぞれの床の床組又は屋根の小屋組及び屋根面（1 階にあっては 2 階の床の床組又は 1 階の屋根の小屋組及び屋

面を、2階にあっては2階の屋根の小屋組及び屋根面をいう。以下「床組等」という。)は、次の式1によって算出した必要床倍率以上の存在床倍率を有する構造方法であること。この場合において、次の表の(い)項に掲げる床組等の構造方法は、(ろ)項に掲げる存在床倍率(当該耐力壁線の方に異なる構造方法の床組等が含まれる場合は次の式2によって算出した存在床倍率とし、当該耐力壁線に直交する方向に異なる構造方法の床組等が含まれる場合は最も数値の低い部分の存在床倍率とする。以下同じ。)を有するものとする。ただし、床組等に用いる材料の強度を考慮して計算により存在床倍率を定める場合にあつては、この限りでない。

$$(式1) \quad \Delta Q_N = \alpha \cdot C_E \cdot l$$

この式において、 ΔQ_N 、 α 、 C_E 及び l は、それぞれ次の値を表すものとする。

ΔQ_N 当該床組等に求められる必要床倍率

α 当該床組等が接する当該階の外壁線である耐力壁線が②bに該当しない場合は2.0と、1階において当該床組等の中間に2階の耐力壁線がない場合は0.5と、その他の場合は1.0とする。

C_E 当該階の当該方向における①の式により計算した数値に耐震等級(倒壊等防止)に応じた倍率を乗じ、その数値を200で除して得た値

l 当該床組等が接する耐力壁線の相互の間隔(単位m)

$$(式2) \quad \Delta Q_E = \Sigma (\Delta Q_{Ei} \cdot L_i) / \Sigma L_i$$

この式において、 ΔQ_E 、 ΔQ_{Ei} 及び L_i は、それぞれ次の値を表すものとする。

ΔQ_E 当該床組等有する存在床倍率

ΔQ_{Ei} 当該床組等のうち構造方法が異なるそれぞれの部分が有する存在床倍率(吹き抜け及び階段室となる

根面を、2階にあっては2階の屋根の小屋組及び屋根面をいう。以下「床組等」という。)は、次の式1によって算出した必要床倍率以上の存在床倍率を有する構造方法であること。この場合において、次の表の(い)項に掲げる床組等の構造方法は、(ろ)項に掲げる存在床倍率(当該耐力壁線の方に異なる構造方法の床組等が含まれる場合は次の式2によって算出した存在床倍率とし、当該耐力壁線に直交する方向に異なる構造方法の床組等が含まれる場合は最も数値の低い部分の存在床倍率とする。以下同じ。)を有するものとする。ただし、床組等に用いる材料の強度を考慮して計算により存在床倍率を定める場合にあつては、この限りでない。

$$(式1) \quad \Delta Q_N = \alpha \cdot C_E \cdot l$$

この式において、 ΔQ_N 、 α 、 C_E 及び l は、それぞれ次の値を表すものとする。

ΔQ_N 当該床組等に求められる必要床倍率

α 当該床組等が接する当該階の外壁線である耐力壁線が②bに該当しない場合は2.0と、1階において当該床組等の中間に2階の耐力壁線がない場合は0.5と、その他の場合は1.0とする。

C_E 当該階の当該方向における①の表2又は表3の数値を200で除して得た値

l 当該床組等が接する耐力壁線の相互の間隔(単位m)

$$(式2) \quad \Delta Q_E = \Sigma (\Delta Q_{Ei} \cdot L_i) / \Sigma L_i$$

この式において、 ΔQ_E 、 ΔQ_{Ei} 及び L_i は、それぞれ次の値を表すものとする。

ΔQ_E 当該床組等有する存在床倍率

ΔQ_{Ei} 当該床組等のうち構造方法が異なるそれぞれの部分が有する存在床倍率(吹き抜け及び階段室となる

部分は0とする。)

L_i それぞれの部分の当該耐力壁線方向の長さ
(表 略)

④ 継手及び仕口の構造方法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、令第82条第1号から第3号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有する場合にあっては、この限りでない。

a 胴差の仕口の接合方法が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの又はこれらと同等の引張耐力を有するものであること。

(i) ・ (ii) (略)

(iii) (i) 及び (ii) の接合部の近傍に告示別表第1(五)項に規定する筋かいが当たり、かつ、当該通し柱が出隅にあり、又は当該筋かいを含む軸組が外壁に直交して接する場合 厚さ3.2mmの鋼板添え板を用い、胴差に対して径12mmのボルト3本、通し柱に対して当該鋼板添え板に止め付けた径16mmのボルトを介して緊結したもの

b (略)

⑤ (略)

⑥ 令第3章第1節から第3節まで(令第39条を除く。)の規定に適合していること。

へ 枠組壁工法の評価対象建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで(等級1への適合判定にあっては②及び③)に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれか(地階を除く階数が3以上の評価対象建築物にあっては、aに限る。)に適合していること。

a 評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1540号(以下このへにおいて「告示」という。)

部分は0とする。)

L_i それぞれの部分の当該耐力壁線方向の長さ
(表 略)

④ 継手及び仕口の構造方法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、令第82条第1号から第3号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有する場合にあっては、この限りでない。

a 胴差の仕口の接合方法が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの又はこれらと同等の引張耐力を有するものであること。

(i) ・ (ii) (略)

(iii) (i) 及び (ii) の接合部の近傍に令第46条第4項の表1(五)項に掲げる筋かいが当たり、かつ、当該通し柱が出隅にあり、又は当該筋かいを含む軸組が外壁に直交して接する場合 厚さ3.2mmの鋼板添え板を用い、胴差に対して径12mmのボルト3本、通し柱に対して当該鋼板添え板に止め付けた径16mmのボルトを介して緊結したもの

b (略)

⑤ (略)

⑥ 令第3章第1節から第3節まで(令第39条及び第48条を除く。)の規定に適合していること。

へ 枠組壁工法の評価対象建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、次の①から③まで(等級1への適合判定にあっては②及び③)に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a 評価対象建築物の地上部分について、平成13年国土交通省告示第1540号(以下このへにおいて「告示」という。)

第11第1号、第2号又は第3号の規定に定めるところによりする構造計算（これらの規定における令第82条第4号及び第82条の4に定めるところによりする構造計算の部分を除く。）によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

b 告示第5第4号（イに係る部分に限る。）の規定に適合しており、かつ、次の規定に適合していること。この場合において、同号中「次の式により計算した数値」とあるのは、「評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第5の1-1（3）ホ①の式により計算した数値及び同告示に規定する耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて得た数値」とする。

(i) たて枠上下端の接合部に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えていないものであることが、当該接合部の周囲の耐力壁の種類及び配置を考慮して確認されていること。

(ii) 常時又は積雪時に評価対象建築物に作用する固定荷重及び積載荷重並びに積雪時に評価対象建築物に作用する積雪荷重による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力及び風圧力に対し上部構造から伝達される引張力に対して基礎の耐力が十分であるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種類、寸法、量及び間隔が設定されていること。

第10第1号又は第2号の規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。

b 告示第5第5号の規定に適合しており、かつ、次の規定に適合していること。この場合において、平成13年国土交通省告示第1541号第1第5号中「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1-1（3）へ①bに掲げる表の（い）項に掲げる壁の種類に応じて、当該壁の長さ（ろ）項に掲げる倍率を乗じて得た長さの合計」とし、告示第5第5号中「次の表一」とあるのは「等級2への適合判定にあつては評価方法基準第5の1-1（3）ホ①の表2、等級3への適合判定にあつては評価方法基準第5の1-1（3）ホ①の表3」とする。

(い) 壁の種類	(ろ) 倍率
告示第5第4号の規定に適合するせっこうボードのうち厚さ12ミリメートル以上の壁材を両側全面に打ち付けた壁で、1階において土台を設けないもの又は2階若しくは3階で当該壁の直下に耐力壁線がないもの（ただし、当該壁の直下の床根太を構造耐力上有効に補強しているものを除く。）	1.0
1 この表において、（い）項に掲げる壁の種類に応	

②・③ (略)

ト・チ (略)

(4) (略)

1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準 (新築住宅)

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからチまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1

じて当該壁の長さに(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た長さは、その長さが必要耐力壁長さの2割を超える場合にあつては、必要耐力壁長さの2割の長さとする。

2 この表において、(い)項に掲げる壁の直下及び直上の根太の支持距離は4.55メートル以下とする。

(i) たて枠上下端の接合部に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えていないものであることが、当該接合部の周囲の耐力壁の種類及び配置を考慮して確認されていること。

(ii) 常時又は積雪時に評価対象建築物に作用する固定荷重及び積載荷重並びに積雪時に評価対象建築物に作用する積雪荷重による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力及び風圧力に対し上部構造から伝達される引張力に対して基礎の耐力が十分であるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種類、寸法、量及び間隔が設定されていること。

②・③ (略)

ト・チ (略)

(4) (略)

1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準 (新築住宅)

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからチまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1

項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ～ニ (略)

ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、1-1(3)ホ①から⑥まで(等級1への適合判定にあつては⑥)に掲げる基準に適合していること。

へ～チ (略)

(4) (略)

1-3 (略)

1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからチまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ～ニ (略)

ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物以

項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ～ニ (略)

ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、1-1(3)ホ①から⑥まで(等級1への適合判定にあつては⑥)に掲げる基準に適合していること。

へ～チ (略)

(4) (略)

1-3 (略)

1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからチまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ～ニ (略)

ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の

外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、等級2への適合判定にあつては次の①及び②、等級1への適合判定にあつては1-1(3)ホ⑥に掲げる基準に適合していること。

① 昭和56年建設省告示第1100号（以下この①において「告示」という。）第3第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定に適合していること。この場合において、同項中「令第四十六条第四項に規定する木造建築物においては、第一各号」とあるのは「第一各号」と、同項第2号中「次の表」とあるのは「評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第5の1-4(3)ホ①の表」とする。

風速（令第87条第2項に規定するV ₀ の数值をいう。） （単位 m/s）	30	32	34	36	38	40	42	44	46
	（略）								

② （略）

へ 枠組壁工法の評価対象建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a 平成13年国土交通省告示第1540号（以下このへにおいて「告示」という。）第9第1号から第3号までに定めると

評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、等級2への適合判定にあつては次の①及び②、等級1への適合判定にあつては1-1(3)ホ⑥に掲げる基準に適合していること。

① 令第46条第4項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1-1(3)ホ①の表1の(い)項に掲げる軸組の種類に応じて当該軸組の長さに(ろ)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表三」とあるのは「評価方法基準第5の1-4(3)ニ①の表」と、「国土交通大臣が定める基準に従って設置」とあるのは「設置」とする。

令第87条に規定する風速（単位 m/s）	30	32	34	36	38	40	42	44	46
	（略）								

② （略）

へ 枠組壁工法の評価対象建築物における基準

枠組壁工法の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次の①から③まで、等級1への適合判定にあつては次の②及び③に掲げる基準に適合していること。

① 次のa又はbのいずれかに適合していること。

a 平成13年国土交通省告示第1540号（以下このへにおいて「告示」という。）第9第1号から第3号までに定めると

ころによりする構造計算（告示第9第1号における令第82条第4号及び第82条の4に定めるところによりする構造計算の部分を除く。）によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、令第82条第2号の表は、Wの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとし、告示第9第3号中「令第八十七条第一項に規定する風圧力」とあるのは、「令第八十七条第一項に規定する風圧力に一・二以上の数値を乗じた風圧力」とする。

- b 告示第5第4号（ロに係る部分に限る。）の規定に適合しており、かつ、1-1（3）へ①b（i）及び（ii）の規定に適合していること。この場合において、同号中「次の表四」とあるのは、「評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第5の1-4（3）ホ①の表」とする。

②・③ （略）

ト・チ （略）

（4） （略）

1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

（1）・（2） （略）

（3） 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからホまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。また、一の評価対象建築物につ

ころによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、令第82条第2号の表は、Wの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとし、告示第9第3号中「令第八十七条第一項に規定する風圧力」とあるのは「令第八十七条第一項に規定する風圧力に1.2以上の数値を乗じた風圧力」とする。

- b 告示第5第5号の規定に適合しており、かつ、1-1（3）へ①b（i）及び（ii）の規定に適合していること。この場合において、平成13年国土交通省告示第1541号第1第5号中「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1-1（3）へ①bに掲げる表の（い）項に掲げる壁の種類に応じて、当該壁の長さ（ろ）項に掲げる倍率を乗じて得た長さの合計」とし、告示第5第5号中「次の表二」とあるのは「評価方法基準第5の1-4（3）ホ①の表」とする。

②・③ （略）

ト・チ （略）

（4） （略）

1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

（1）・（2） （略）

（3） 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからホまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物につ

いて、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ～ニ (略)

ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、等級2への適合判定にあつては次の①及び②、等級1への適合判定にあつては次の②に掲げる基準に適合していること

。

① (略)

② 令第3章第1節から第3節まで(令第39条を除く。)の規定に適合していること。

(4) (略)

いて、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ～ニ (略)

ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準

建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、等級2への適合判定にあつては次の①及び②、等級1への適合判定にあつては次の②に掲げる基準に適合していること。

① (略)

② 令第3章第1節から第3節まで(令第39条及び第48条を除く。)の規定に適合していること。

(4) (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第5の1の1―4(3)へ①aの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の日前にされた申請に係る設計住宅性能評価（この告示による改正後の評価方法基準（以下「新告示」という。）第5の1の1―4(3)へ①aに係る部分を除く。）については、なお従前の例による。

2 この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にされる申請に係る設計住宅性能評価（地階を除く階数が二以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下の木造の評価対象建築物（延べ面積が三百平方メートルを超えるものを除く。）に係るものに限る。）については、新告示に規定する基準によることとするための設計の変更に必要な時間を要することその他の事由により、当該基準により難いと認められる場合においては、この告示による改正前の評価方法基準（次項において「旧告示」という。）に規定する基準によることができる。

3 次に掲げる住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価（いずれも新告示第5の1の1―4(3)へ①aに係る部分を除く。）については、なお従前の例による。

- 一 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅
- 二 第一項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅
- 三 前項の規定により旧告示に規定する基準による設計住宅性能評価が行われた住宅